平成２４年（フ）第１３４４号
広島市佐伯区五日市町大字美鈴園26番地４204号
債務者　濱中　節子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２号
広島市東区戸坂山根１丁目３番４―510号
債務者　好川　歩未（旧姓山縣）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９８号
山口県下関市吉見本町２丁目11番７―302号　メゾン藤　弐番館
債務者　安尾真理子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１号
山口県下関市川中豊町５丁目７番34号、前住所山口県下関市楠乃４丁目８番７号
債務者　福原　京子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
高知県室戸市羽根町乙3407番地
債務者　岡崎　　武
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第４７３号
鹿児島県日置市日吉町日置1315番地
債務者　伊堂寺　修
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４９１号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目20番16―205号
債務者　富永　幸三
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第９号
鹿児島県鹿児島市武２丁目23番６号
債務者　岡田亜希子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８号
鹿児島県霧島市国分野口町20番29号　池畑住宅３号
債務者　佐藤　　愛（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
鹿児島県出水市野田町下名5583番地　本町Ａ団地７号、前住所鹿児島県出水市野田町下名5583番地　本町Ａ団地８号
債務者　赤瀬川　愛（旧姓道上）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
鹿児島県薩摩川内市水引町3247―１　医療法人静和会　ファミリーＨＰ薩摩５階病棟、住民票上の住所鹿児島県志布志市有明町伊崎田115番地
債務者　森重　　舞
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１４６８号
京都市下京区間之町通七条上る堀詰町442番地
債務者　行（旧屋号北山行）こと　芦澤　金一
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４９８号
京都市左京区上高野畑町32番地１　第二京洛２Ｆ―７
債務者　坂田なぎさ（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３５号
京都市山科区竹鼻扇町８番地21
債務者　和田かおる
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６０号
京都市東山区本町18丁目369番地、前住所京都市伏見区醍醐下山口町７番地　一言寺団地Ａ―２棟108号室
債務者　中川真理子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
京都市伏見区深草紺屋町４番地４
債務者　辻山　光輝
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
北海道苫小牧市寿町１丁目３番22号　コーポ21　101
債務者　下地　史華　（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部